

整理番号 H97001773

3/9700177JP3

FAXED

発送番号 304375 1/

発送日 平成16年 8月24日

拒絶理由通知書



特許出願の番号	特願2003-374475
起案日	平成16年 8月16日
特許庁審査官	漆原 孝治 9366 5B00
特許出願人代理人	玉村 静世 様
適用条文	第29条第2項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出して下さい。

理 由

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前日本国内又は外国において頒布された下記 of 刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

[請求項1-5、7-15、17-20について]

本願発明と引用例1に記載された発明を対比すると、

(1) 本願発明が、第1ポートと第2ポートを有し、書き換え禁止領域に書き込まれたプログラムは、第2ポートを介して書き込むものであるのに対して、引用例1にはその様な記載のない点、

(2) 本願発明が、不揮発性メモリの書き換え禁止領域にATAPI割込処理プログラムと入出力制御プログラムを格納しているのに対して、引用例1にはその様な記載のない点、

上記相違点について検討する。

(1) 引用例2に示されるように、EEPROMのブートブロックを書き換える際は、I/Oゲートアレイからのデータを利用せず、拡張バスコネクタを利用することは公知である。したがって、引用例1に記載された発明においても、ブートブロック書き換えのための拡張ポートを設け、ブートブロック書き換えの際には拡張ポートを利用することに格別の困難性は認められない。

また、拡張ポートとしてどの様なポートを採用するかは設計事項であり、シリアルポートを採用することに格別の困難性は認められない。

